

福祉・介護職員等に対する特定処遇改善加算給付金の支給に関して（令和4年度）

社会福祉法人共働福祉会  
理事長 松山 健

（制度の目的）

経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める  
そして人材の「確保」「育成」「定着」にむすびつける  
※現行の処遇改善加算に上乗せの形で給付される

（支給対象者）

全職員が対象になるが、介護職以外の職員、または扶養の範囲内で勤務している職員は支給対象としない。

（支給職員の範囲決め）

職員を4つのグループに分ける（常用職員か有期職員かは問わない）

**AA**…「経験・技能のある介護職員」

（条件）勤務年数10年以上・国家資格所有（保健・医療・福祉分野に限る）

※勤務年数については同業（障害福祉事業）であれば、他法人における勤務年数も勘案する

※条件に該当するが、直接処遇職員に対する処遇改善手当受給対象の職員はAグループとする

**A**…「経験・技能のある介護職員」国家資格所有（保健・医療・福祉分野に限る）

（条件）勤務年数5年以上・国家資格所有（保健・医療・福祉分野に限る）

※勤務年数についてはAAと同様の考えとする

**B**…「その他の介護職員」

（条件）AA・A以外の介護職員・管理職・相談支援員

**C**…「介護職員以外の職員」「社会保険扶養の範囲内で勤務している職員」

⇒ 支給対象外

※この制度の決まり事として、平均賃上げ額がAA・AはBより多く、CはBより少なくを遵守  
（Aのみ支給、AとBのみ支給、全員支給などは、各法人によって決めることができる）

（支給金額について）

支給額は、法人全体で特定処遇改善加算制度による加算見込み額に応じて、各年度初日までに当初予算に基づき職員範囲別に理事長が定める額とする。なお、法人の財務状況によっては手当の支給調整を行うことができる。

令和4年度支給額開始時期	令和4年4月分より
予定額（月額）	AA・・・18,000円
	A・・・9,000円
	B・・・4,500円

（支給方法・支給日）

支給方法は、各月の給与に諸手当として支給するものとする。

（その他）

この規定は、特定処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

再度周知のほどよろしく申し上げます